

○湖周行政事務組合ごみ処理施設周辺整備事業基金条例

平成 25 年 3 月 28 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条の規定に基づき、湖周行政事務組合ごみ処理施設周辺整備事業基金（以下「基金」という。）の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 基金は、ごみ処理施設の周辺整備を進めるための財源を積み立てるため設置する。

(積立て)

第 3 条 基金として積み立てる額は、湖周行政事務組合会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第 5 条 組合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 2 条の事業に要する財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。